

第91回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

令和3年12月2日（木）14時30分～15時50分

2 場 所

防衛省A棟17階 空幕特別会議室

3 出席者

（委 員） 田中会長、太田委員（オンライン）、高木委員、能勢委員、山宮委員
（防衛省） 鈴木服務管理官

4 議 事

(1) 開会の辞

- 田中会長 只今より「第91回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。各委員におかれましては、御多忙中のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

(2) 第90回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 田中会長 それでは、本日の議題に入ります。
議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。御手元の資料2「第90回倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしてありますが、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 ありがとうございます。それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようなので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

(3) 自衛隊員倫理法の一部改正について

- 田中会長 議題の2番目は、「自衛隊員倫理法の一部改正について」です。これは、当審査会として了承する性格のものではありませんが、内容を承知しておく必要がございます。
それでは、服務管理官から御説明をお願いいたします。
- 服務管理官 服務管理官の鈴木でございます。

それでは、資料3につきまして、御説明させていただきます。

自衛隊員倫理法の一部改正ということでございますが、これは本年の通常国会において、国家公務員法等の一部を改正する法律案がありまして、自衛隊員倫理法の規定の一部が改正されたというものでございます。

規定の内容の変更につきまして、資料の3番目の新旧対照表をご覧くださいませうでしょうか。

こちらの中で、自衛隊員倫理法の適用のある職員のうち、常勤を要しない者について規定されている条の番号が、変更部分でございます。これは、国家公務員法等の一部を改正するという法律の内容によりまして、常勤を要しない者の中身が変わりました。

国家公務員法等の一部を改正する法律の概要の資料でございますが、このなかで、これまで自衛隊員に関しては、定年の年齢として現行の60歳となっておりますが、65歳までに公務員全体として引き上げられるということになりました。

これに伴いまして、定年前再任用短時間勤務制というものがございまして、それは資料の4番目のところですが、高齢期における多様な職業生活設計の支援に係るものでございます。

これまで、60歳に達した人を、1年以内の期間におきまして、再任用が行われ、これが65歳までの間、繰り返し行うことができるようになっておりました。今回は、常勤の定年が65歳に引き上げられたのですけれども、高齢期の働き方の多様性ということで、現行の60歳の定年とあわせて、同じ60歳の段階から常勤ではない、非常勤として、短時間の勤務を選択することが、できるようになったということになります。

この短時間の勤務を65歳まで継続することができるというものですので、現在、任期を更新しながら60歳から65歳まで短時間働くことができるのと、同等の形態というものが、定年を控えられた方にも60歳から65歳までに作られていくということです。

こうした短時間勤務の職員につきましても、国家公務員法等の一部を改正する法律に伴い、自衛隊員倫理法の規定の適用を引き続き行わしめるということが、改正の内容となりました。

自衛隊員倫理法の一部改正については、以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。それでは、本件、御質問、あるいは御意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 御質問等ないようですので、自衛隊員倫理法の一部改正につきましては、以上といたします。

(4) 会計検査院の令和2年度決算検査報告について

- 田中会長 議題の3番目は、「会計検査院の令和2年度決算検査報告」についてです。これは、当審査会として、了承する性格のものではございませんが、内容を承知しておく必要がございます。

それでは、サービス管理官から御説明をお願いいたします。

- サービス管理官 それでは、資料4をご覧くださいませでしょうか。この資料に沿って、御説明をいたします。

当審査会におきましても、随時ご議論いただきましたものですが、海上自衛隊の横須賀造修補給所における詐欺・収賄事件につきまして、これが会計検査上においても、不当な支出であったということを会計検査院から指摘をされました。

具体的には、水増し請求分の代金の792万円が、国の予算の支出として不当であるという指摘でございます。これが、令和3年12月の会計年度の決算検査報告としまして国会に報告されました。

あわせて、各府省につきましては、不当な会計支出があったものにつきましては、政府に対して、国会に会計検査院の報告をするとともに、国会に対する説明をする内容についての通知がきました。

その結果、資料の3番目でございますけれども、国会に対しまして、財務省が取りまとめて政府全体として報告するものでございますけれども、事案について政府としての決算審議の参考説明をすることになります。

その内容としましては、まず行為者に関する刑事裁判で、その判決が確定したということ、損害額については、既に返還されたこと、行為者に対する懲戒処分を行ったことにつきまして、国会に報告することになりました。

本件については、以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございます。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

- 委員 意見なし。

- 田中会長 御質問、御意見がなければ、決算検査報告については、以上といたします。

(5) 令和3年度自衛隊員等倫理月間について

- 田中会長 議題の4番目は、「令和3年度自衛隊員等倫理月間」についてです。それでは、サービス管理官から御説明をお願いいたします。

- サービス管理官 それでは、資料の5に関して、御説明いたします。

今月12月につきまして、防衛省では、「自衛隊員等倫理月間」と設定いたしまして、そのなかで倫理に関する教育、それから広報啓発活動を実施しているところでございます。

今回の内容につきましては、昨年につきましても1か月間実施した内容にさらに若干の工夫をいたしまして、行っているものでございます。

まず、倫理に関する教育につきましては、海上自衛隊でありましたような横須賀造修補給所の事案、防衛大学校の事案を受けまして、懲戒処分等となった理由などの事例を盛り込んだ教育資料を作成し、実施しているものでございます。

倫理教育資料につきましては、このような形で配布させていただいております。その中で、特にeラーニングを新たに盛り込んだ事例等につきまして、実施して理解を深めるということを行っております。

また、部外の有識者による講演も例年行っておりますが、今年度は、コロナの関係で動画を配信するという形で行っていただいております。今回は、昨年に国家公務員の一般職の講演をされた慶応義塾大学商学部教授の方をお願いしたところでございます。

広報啓発活動におきましては、パンフレットやポスターの各機関での配布等を行っておりますけれども、今回につきましては、新たに防衛省と取引がある事業者等向けのeラーニングを実施するというので、事業者等の皆様へというパンフレットを作成いたしました。その中におきまして、事業者等向けのeラーニングの記述を設けておりまして、このQRコードを読み込むと、当省ホームページの掲載場所に移動するという形になっております。

そのなかでeラーニングとしましては、それも資料にありますが、利害関係者とはどういったものかという説明などを加えておりますけれども、さらに問答形式によって、理解度をチェックできるような内容を盛り込んでおります。

これを、この1か月間実施いたしまして、その後フォローアップしまして、各機関における取り組みを、総括倫理管理官たる人事教育局長に報告することになっております。

自衛隊等倫理月間については、以上でございます。

- 田中会長 御説明ありがとうございました。では、本件につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。
- 委員 eラーニング用のQRコードを作成されたということですね。そのQRコードにつきましては、例えば朝雲新聞とか防衛ホームとかにも、掲載とかをお考えでしょうか。
- 事務局 事務局から御説明させていただきます。QRコードにつきましては、新聞のほうには掲載は考えておりません。QRコードにつきましては、配布させていただい

ております事業者向けのパンフレットの一番後ろの頁に掲載をしているところがございます。

- 委員 あくまでも事業者の方のみが使うということですよ。
- 事務局 はい。
- 委員 ありがとうございます。
- 田中会長 その他に御質問はございますか。
- 委員 これは、特に今年やってくださいという話ではないのですが、1のウとエです。事務次官による倫理の服務規律に関する通達があるのですが、これについて、ひとつ思いついたのですが、エのところを講演動画を作成するという話がございますよ。そういう意味では、私は時間は5分とか10分でやって、それで動画で話すなどした方が読むだけより結構効果的ではないかと、そんな気がしております。来年に向けまして、そういったところを少し御検討いただければと思います。
- 事務局 ご指摘ありがとうございます。
- 田中会長 ただ今の御意見は、すべてこのオンラインとか、聞くだけではなく、リアルに直接読み解きなどをしたほうがよろしいという御意見ですね。
是非、その辺を御検討に入れていただければと思います。今年はまだ既に始まっているから難しいということでございますか。
- 服務管理官 はい。
- 田中会長 他に御意見ございますでしょうか。
- 委員 意見なし
- 田中会長 では、御質問、御意見が本件についてないようでしたら、以上とさせていただきます。ありがとうございました。
各機関におきます職員に対する教育や部外の団体に対する倫理法、倫理規程の周知につきまして、しっかりと実施していただきますように、事務局から各機関に対して徹底していただきたいと思っております。

(6) 令和3年度第2四半期贈与等報告書について

- 田中会長 では、議題の第5番目に移らせていただきます。「令和3年度第2四半期贈与等報告書の審査について」でございます。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて5千円以上の贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした令和3年度第2四半期の贈与等報告書について審査を行うものでございます。

それでは、サービス管理官に御説明をお願いいたします。

- サービス管理官 それでは、資料6、7、8を用いまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料6をご覧くださいませでしょうか。左下の令和3年度第2四半期として黄色く塗っているところがございますが、起因別件数の内訳をさせていただきまして。今回につきましては、物品の贈与、それから供給接待、講演に対する謝礼等がございます。それから件数を大きくしている物品の贈与、それから講演等に対する謝礼というものが特に見受けられました。

物品の贈与につきましては、これは災害派遣と新型コロナウイルスワクチンの大規模接種センター関連で、多くなっています。講演等に対する謝礼については、前期と同様に、経済活動が止まったことによるものと考えられます。

では、資料7と8の贈与の内容を確認させていただきたいと思っております。

まず、資料の7でございますけれども、今回の報告件数は、247件でございますが、そのうち利害関係のあるものは、15件でございます。それは、2の(7)にございますけれども、これは前期と同様に、製薬会社、それから医療機器メーカーといった医療関係の分野につきまして利害関係ありということで、講演等に対する謝礼があったというところでございます。

- 田中会長 承知いたしました。

- サービス管理官 それでは、続けさせていただきます。基因別の概要の金銭の贈与につきましては、後程御説明させていただきたいと思っております。

物品等の贈与からですけれども、まず外国政府からの儀礼的な贈り物(ア)から学会での記念品の(ウ)のところまでが、7番から26番になりますけれども、そのうち、これは毎回報告があがってきますけれども、部隊に対する激励品、その内容に類似したものも提出されております。これは、9番から24番まで。それは、海上自衛隊の艦艇が入港した際に、儀礼的な贈物ということで、これは部隊の激励品と同等の食品であったり、使用するマスクであったりします。

資料7の(ウ)の学会での記念品でございますが、総括表の25番と26番でございますが、25番は講演を行っている学会において、学会の座長を実施した時のものでございます。教育講演を実施した場合の記念品ということで、学会の講演料を起因としたものとなっております。

今回件数を大きく上げている一つの要因としましては、概要の(エ)でございますが、総括表の27番から57番までの令和3年4月14日からの災害派遣部隊に対する激励品というものでございまして、これは熱海の土砂崩れの復旧のための災害派遣に対する激励品で、これは期間がある程度長くなっておりましたので、件数が31件ということで多くはなっております。内容としましては、いずれも栄養ドリンク、団体で一緒に食べられるような食品、それからウェットタオルといった消費するようなものが計上されております。

もう一つ件数を大きく引き上げていますものとして、企業などから新型コロナウイルス対応の東京と大阪の大規模接種センターに対する激励品が多く計上されております。これが資料の68番以降でございます。

このなかで、報告件数としまして、激励品のなかで総額が、一番大きいものがございまして、これが、71番、73番、75番の総額65万1000円というもので、それはいずれも同じ会社から栄養ドリンク、そしてサプリメントを提供されております。これは、月に一度の形で送られてきてございまして、隊員一人当たりになりますと414円というものでございます。

97番以降につきましては、海賊対処に対する激励品として、また情報収集部隊として派遣してございました、それからオリンピック、邦人輸送それに対する激励品が計上されております。

112番と113番につきましては、こちらが供応接待に計上されているものでございまして、この2件は同じシンポジウムに2名の人間が出席してございまして、機会としては1回。会食の費用と、シンポジウムでオーダーして登壇した人間についての贈物でございます。2名ございまして、総額が違うということでございます。

114番から161番までは、48件のこれは、著述に対する謝礼でございます。137番までの24件は、これはいつものものでございまして、機関紙に対する寄稿をした機会の原稿代でございます。138番から161番が、様々な刊行物に対する謝礼でございます。

162番から194番までは、著述に対する印税でございます。そのうち20件は、共同翻訳をしたものでございます。13件は、これ以外の内容です。そのうち額の非常に大きなものは、170と172番でございます。そちらは、単体で今期の報告のなかで一番大きなものが170番と172番でございます。それぞれの備考欄に1部あたりの印税がありまして、170番が413円、172番が101円になっています。

続きまして、195番から198番でございますが、前回審査会でも換算表示するようになりまして、監修等に対する謝礼でございます。ここは、額として一番大きなものが197番の7万5000円というもので、それぞれの内容につきましては、やはり個別に確認しまして、備考欄のところに色々な観点から用途を挙げておりますけれども、ページあたり、それから具体的に何の作業をしたのかということ、それぞれを見てまいりますと、贈与等の内容又は報酬の内容として真ん中のあたりに時

間を記述しておりますけれども、大事なのは、全ての内容を一から作り上げること、論文を査読するもの、それぞれ実際に行っているものが異なります。それぞれに相応の時間がかかるような内容であるように伺っております。

特に、198番につきましては、これは研究者の論文の査読と言うことで、制作者のほうからも、この内容については、公平な査読活動に影響を及ぼす可能性があるということで、団体の使命として公表はしないという話がありまして、全体として、報告内容というものは、個人情報に関するものでありますので、取扱いは、対外的に公表しなかったということを行っておりますが、特にこの198番につきましては、報告者からそうした報告がありました。

続きまして、199番から245番。講演等に対する謝礼でございます。このうち利害関係なしのところにつきまして、ここに計上しております中では、それぞれ1時間あたりの備考欄に書いております額というものは、差がございますけれども、最も高いものが、約7万4千円でございます。そのうち、資料におきましても、黄色に塗ってあるところで、231番以降が医療関係の利害関係があるものです。これは、いずれも1時間あたり2万円以下の講演料となっております。

最後の2件は、テレビに対する謝礼ですね。すぐ下に記載がございます。

まず、ここまでです。

- 田中会長 ありがとうございます。皆様から御質問、御意見ございますでしょうか。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 では、私から一点。前回の審査会の時に、話題になっておりました監査・監修ですね。監査・監修の基準作り、特に利害関係者の場合、そこについては、まだ継続検討ということでよろしいでしょうか。
- 服務管理官 はい。今回も確認致しましたところ、なかなか頁数、それから時間というかたちでの切り口だけでは、比較的な評価というものはちょっと難しいかという風に感じておりまして、総額とそれから実際に行った作業のといった要素を総合的に見ていくことが、やはり実態に即した評価につながっていくことではないかと思っておりますので、引き続きどのような形で評価の仕方が適切かということについて、どうという視点で実態を見ていくかということ、定性化した形で、検討させていただきたいと思っております。
- 田中会長 当面は、総合的に実態を把握しながら、常識的な範囲かどうかを判断するということでございますか。承知いたしました。他の皆様から、御質問ございますか。以上のところまでは、よろしいでしょうか。

- 委員 意見なし。
- 田中会長 では、ないようでしたら、こちらの贈与等報告書については、皆さま、御承認としたいと思います。
- 田中会長 ありがとうございます。それでは、贈与等報告書の審査は以上とさせていただきます。

(7) 議題の採択等について

- 田中会長 それでは、本日審議が終わっております「第90回自衛隊員倫理審査会議事録」、それから「令和3年度第2四半期の贈与等報告書」につきましては、各委員の皆様に承認をいただきたいと思いますので、サイン又は押印をお願いいたします。

(8) 閉会の辞

- 田中会長 皆様、ありがとうございました。次回の審査会につきましては3月下旬を予定しておりますので、スケジュールについては、委員の皆様の御都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議が終了いたしました。本日は、御審議いただき誠にありがとうございました。